

平成29年10月25日

各学部（研究科）長
附属病院長
各センター長
各機構長

} 殿

地域イノベーション推進機構
先端科学研究支援センター長
橋本 篤
「公印省略」

地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター
動物実験施設レンタルラボの利用者募集について

このことについて、「三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設レンタルラボ利用に関する申合せ」に基づき、下記のとおり利用者の募集をいたします。

なお、今後レンタルラボの利用者募集については、随時動物実験施設ホームページ
(<http://www.medic.mie-u.ac.jp/animalcenter/>) でご案内いたします。

記

1. 募集場所

動物実験施設レンタルラボ（別紙 動物実験施設平面図赤枠部分）

2. 利用の条件

動物実験とそれに係わる研究及び教育を行う場合に利用できる。

3. 利用者の資格

本学にて動物実験教育訓練及び動物実験施設利用者講習会の両方を受けた者で、次の各号に掲げる者。

- (1) 本学の大学教員
- (2) 本学の学生及び研究生
- (3) その他動物実験施設統括責任者が適当と認める者

4. 利用期間

原則として、動物実験の実験申請書の実験期間（最長2年）

※水棲生物室利用の場合は、2年の範囲内

5. 申請方法

別紙レンタルラボ利用申請書に記入のうえ、学術情報部研究推進チーム宛てに提出する。

6. 申請期限

平成29年11月10日（金）

7. 利用者の決定

三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター運営委員会動物実験施設専門委員会で決定する。

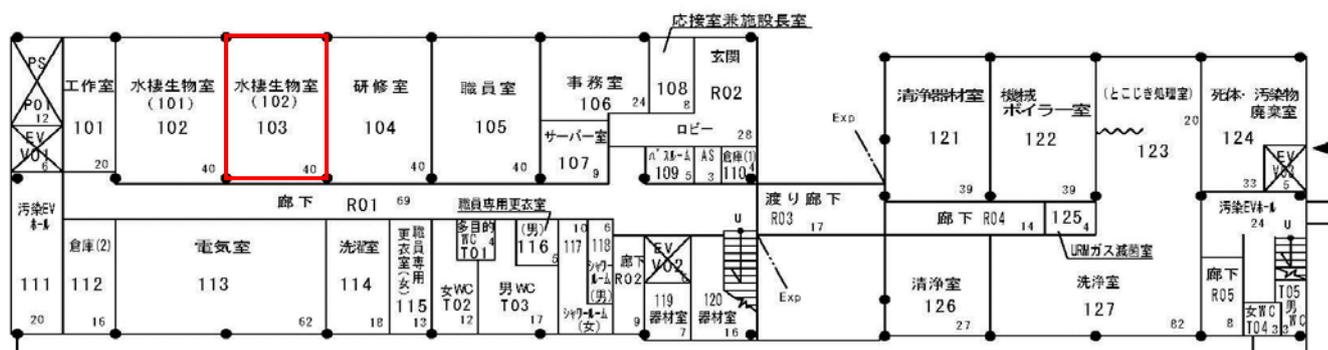
8. その他

レンタルラボ利用料等詳細は、「三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設レンタルラボ利用に関する申合せ」の定めによる。

問合せ先	学術情報部研究推進チーム
内線	9704
e-mail	ken-sien@ab.mie-u.ac.jp

動物実験施設平面図

南館1階



レンタルラボ：水棲生物室（102号室）

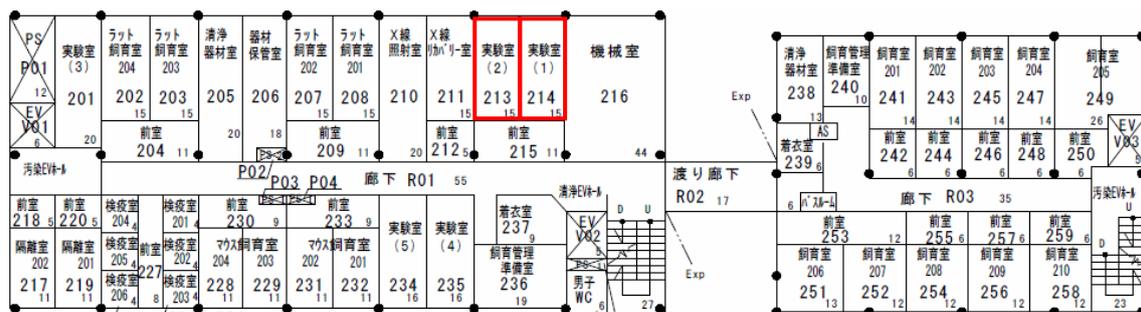
水棲生物室：101号室（水槽設置室）・102号室（実験室）

※二部屋を1セットとしての利用となります。

※水棲生物室は、共有利用となります。

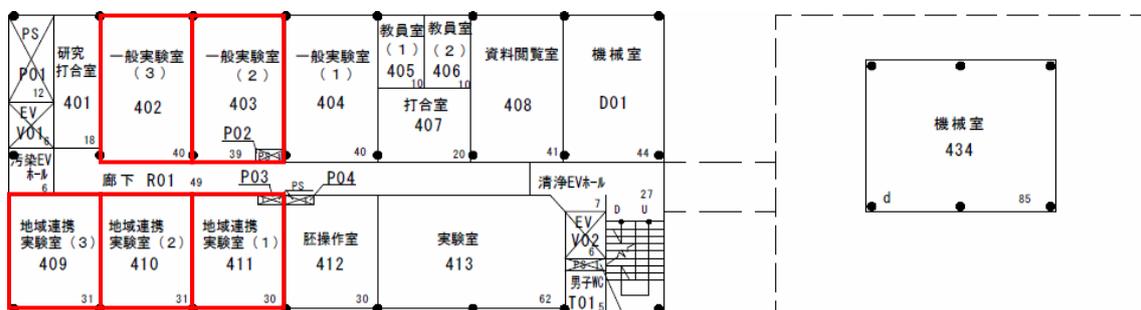
動物実験施設平面図

南館2階



レンタルラボ：実験室（１）、実験室（２）

南館4階



レンタルラボ：一般実験室（２）、一般実験室（３）

地域連携実験室（１）、地域連携実験室（２）、地域連携実験室（３）

※実験室（１）、実験室（２）、地域連携実験室（３）については小動物飼育可能。

平成 年 月 日

レンタルラボ利用申請書

三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター
動物実験施設統括責任者 殿

下記のとおりレンタルラボを利用したいので、許可くださるようお願いします。

記

動物実験計画承認番号* (申請中の場合は「申請中」と記載)						
動物実験計画 課題名*						
動物実験の承認期間* (申請中の場合は申請期間を記載)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
（利 実 験 責 任 者 ）	所 属					
	氏 名			職 名		
	連 絡 先	電話番号			内 線	
		緊急連絡先				
		FAX				
E-mail						
希望利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
利用希望の室 (右欄の【 】に希望 する順位を1~3ま で記載して下さい)	1階	【 】 水棲生物室(102)				
	2階	【 】 実験室(1)(飼育可)		【 】 実験室(2)(飼育可)		
		【 】 一般実験室(2)		【 】 一般実験室(3)		
	4階	【 】 地域連携実験室(1)		【 】 地域連携実験室(2)		
		【 】 地域連携実験室(3)(飼育可)				

[※注] 動物実験計画承認番号、動物実験計画課題名、及び動物実験の承認期間は、水棲生物室利用の場合は記載不要

三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター
動物実験施設レンタルラボ利用に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設利用内規（以下「利用内規」という。）第6条第2項の規定に基づき、三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設（以下「施設」という。）に設置するレンタルラボ（以下「レンタルラボ」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2 レンタルラボを利用することができる者は、次に掲げる者のうち利用許可を得た者とする。

- (1) 本学の大学教員
- (2) 本学の学生及び研究生
- (3) その他動物実験施設統括責任者（以下「統括責任者」という。）が適当と認める者

(利用の申請及び許可)

第3 レンタルラボの利用を希望する者は、レンタルラボ利用申請書（第1号様式）を統括責任者へ提出するものとする。

2 統括責任者は、前項の申請があった場合は、三重大学地域イノベーション推進機構先端科学研究支援センター運営委員会動物実験施設専門委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、利用を許可するものとする。

(利用の変更)

第4 利用を許可された者（以下「利用者」という）は、利用期間中に利用申請書記載内容に変更を生じることとなった場合には、レンタルラボ変更申請書（第2号様式）を統括責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 統括責任者は、前項の申請があった場合は、委員会に諮るものとする。

(利用期間)

第5 レンタルラボを利用できる期間は、利用内規第9条の規定にかかわらず、原則として2年の範囲内で実験申請書の実験期間とする。

2 前項に定める利用期間終了後、引き続きレンタルラボの利用を希望する際は、改めて統括責任者にレンタルラボ利用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。この場合においても、利用期間は2年の範囲内で実験申請書の実験期間とする。

(利用責任者)

第6 レンタルラボの利用に当たっては、利用責任者を置くものとし、動物実験計画書に記載の動物実験責任者がその職務を行う。

(利用可能なレンタルラボ及び管理)

第7 利用可能なレンタルラボは、別表に示す実験室とする。

2 各レンタルラボ専用鍵は貸出とし、利用責任者が管理する。

(経費の負担)

第8 レンタルラボの利用に係る経費は、利用者が別表に従って負担するものとする。ただ

し、利用責任者の所属する部局等の長が認める場合には、所属部局等の経費で負担できるものとする。

- 2 前項による経費は、原則として利用者が四半期ごとに支払うものとする。なお、利用期間が1ヶ月未満であっても利用料の日割りは行わず、別表の経費（月額）を負担するものとする。

（持込み機器）

第9 利用者が、実験等に必要な機器を搬入する場合は、所定の様式を搬入希望予定日の1週間前までに統括責任者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 機器等の持ち込み及び撤収に必要な経費は、利用責任者が負担するものとする。

（利用上の義務）

第10 利用者は、適正な管理を図るとともに、円滑な運営がなされるように努めなければならない。

- 2 利用者は、目的以外の用途に使用又は第三者に使用させてはならない。

（利用終了）

第11 利用期間が終了した利用者は、レンタルラボ利用終了届（第3号様式）を統括責任者に提出するとともに、レンタルラボを原状に戻すこととする。

- 2 入退去及び実験遂行等に要する費用は、利用責任者が負担するものとする。

（庶務）

第12 レンタルラボ利用に関する事務は、施設の協力を得て学術情報部研究支援チームが行う。

（雑則）

第13 この内規に定めるもののほか、レンタルラボの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、統括責任者が別に定める。

付 記

- 1 この申合せは、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この申合せの施行前に、三重大学生命科学研究支援センター動物実験施設レンタルラボ利用内規（平成25年1月7日制定）第4条により、利用許可をうけたものについては、本申合せ第3により、許可されたものとみなし、施行前の利用期間を継続するものとする。
- 3 三重大学生命科学研究支援センター動物実験施設レンタルラボ利用内規及び三重大学生命科学研究支援センター動物実験施設レンタルラボ利用要項（平成25年1月7日制定）は、廃止する。

付 記

- 1 この申合せは、平成29年8月1日から施行する。

別表 動物実験施設レンタルラボ利用者負担金（第7，8関係）

南棟

階	室名	m ²	利用料 (金額は月額)	備考
			単価：500 円/m ²	
1階	水棲生物室（102号室）	40	20,000 円	
2階	実験室（1）（小動物飼育可）	15	7,500 円	
	実験室（2）（小動物飼育可）	15	7,500 円	
4階	一般実験室（2）	39	19,500 円	+光熱水費（実費負担）
	一般実験室（3）	40	20,000 円	+光熱水費（実費負担）
	地域連携実験室（1）	30	15,000 円	+光熱水費（実費負担）
	地域連携実験室（2）	31	15,500 円	+光熱水費（実費負担）
	地域連携実験室（3）（小動物飼育可）	31	15,500 円	+光熱水費（実費負担）

※動物飼育費用は動物実験施設利用内規に基づく

※水棲生物室（102号室）に係る光熱水費は動物実験施設利用内規に基づく